

スーパープレゼンテーションin郡山開催負担金交付要綱を次のように定める。

平成27年2月12日

郡山市長 品川 萬里

スーパープレゼンテーションin郡山開催負担金交付要綱

(趣旨)

第1項 本市における情報通信技術の利用及び公共データのオープンデータ化を推進することにより、新たな産業及び雇用の創出並びに社会的課題の解決に資することを目的に開催するスーパープレゼンテーションin郡山の円滑な運営を図るためのスーパープレゼンテーションin郡山実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する負担金の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付手続)

第2条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるところによるものとする。

(対象経費及び額)

第3条 負担金の交付対象は、事業に要する経費のうち、会場の借り上げに要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第4条 実行委員会は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金を交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(実績報告)

第6条 実行委員会は、交付対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 実行委員会は、実績報告書を事業の属する年度内に提出できない場合は、当該事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、交付対象事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべ

き負担金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により実行委員会に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合及び確定額が交付決定と同額である場合は、当該通知を省略する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。